

## 2022年10月15日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2022年10月15日午後2時から午後4時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、巫（3名）

### 2. 議論の要約<sup>1</sup>

【AIによる契約書の作成とそのチェックのサービス（リーガルテック）が弁護士法72条違反になりうるという法務省の見解について】

（小林）AIにより契約書を作成し、あるいはその契約書に不利になる条項がないかをチェックして、修正案を提示するというサービスが提供されている。このサービスが弁護士法72条に抵触しないかどうかを法務省に確認した人がいたが、その回答は、抵触する可能性があるということだった。この回答には疑問がある。

（巫）誰でも最初に契約書を含む法務書面を作成する時には、ひな形を買って、空いている項目を埋めていくような方法を採用。そういうひな形の発展形でAIのチェックを利かせることができるようになったと思う。そういう新しい技術が実用化されたのなら、利用すればいいのだと思うが、そういうところからブロックがかかるものなのか。

（小林）技術的に完成して、利用できるようになって、弁護士の仕事を奪うという理由で、技術の使用を禁止しているとしか思えない。

（巫）この話を発展させると、司法のすべての分野の判断をAIで代用できるようになることも考えられるがどうなのだろう。

（小林）そういう判断を行うAIを作成してはいけないと言われている。

（巫）作成できないということと作成してはいけないというのは別のことだ。技術的に作成できないということについては、たとえば、かつて、将棋の対戦ソフトや囲碁のソフトで、人間の名人に勝つものを作成することはできないと言われていたが、実際には将棋だけでなく囲碁のソフトも人間を超えてしまった。たとえば、司法試験に合格するようなAIソフトが開発されれば、司法に関する多くの業務はそのAIが行うことができるはずだ。しかし、そういうソフトを何らかの理由で研究してはいけないという考え方もある。たとえば、人間のクローンはクローン技術を応用すれば作成できるが、神の領域を犯すというような

---

<sup>1</sup> 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

言い方で、実施すべきでないといわれる。実験しなければその分野の研究は深まらない。しかし、司法判断を行えるAIの研究あるいは開発を禁止することに関しては、その次元の厳粛な理由があるとは思えない。いまのところ思い当たる理由は弁護士の権益を守るということぐらいだが、一般的に合意できる理由を提案しうるのだろうか。

(小林) 裁判官は自分たちが神だと思っているのではないか。

(巫) そうかもしれない。ぜひ、裁判所に聞いてみたい。

### 【刑事司法記録の目的外使用の禁止について】

(巫) 刑事司法記録の目的外使用を禁止する根拠とされている刑事訴訟法 284条の3、4、5の規定はあいまいで何を書いているか特定できず、どうにでも適用できそうなものだ。

(小林) 等という字が多用されているので、何とでも解釈できる。ひどい規定だ。

### 3. 次回の予定

次回の期日は、日本時間 2022年10月29日(土) 14時から18時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんです(米西部時間では、2022年10月28日(金) 22時から26時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2022年10月17日

巫召鴻